

あり、2.期待に反する非実体描写による真Pの先送りによる「欺描写」の実現であり、3.物語世界内の一登場人物としての話者の潜在であり、そして、4.cafetièreの真Pへの「すり替え」なのである。

(明治大学非常勤講師)

文化外交の黎明期に関する考察

西山 教行

Allez donc, de toutes les nations faites des disciples.

Mt. 27.19

Résumé : La France se caractérise par sa diplomatie culturelle, qui consiste à diffuser la langue, la culture, les sciences, et les valeurs qui les sous-tendent. En effet, la diffusion de la langue remonte à une époque où les missions catholiques se sont déployées en liaison étroite avec le colonisation, au détriment des langues et des cultures vernaculaires. Cette politique de diffusion de la langue s'est rendue active sous la IIIe République grâce aux lois Ferry. La création de l'Alliance Française et des Missions laïques coïncide avec celle de ce dispositif, dans le contexte de l'anticléricalisme. La mise en place de ces organismes pro-gouvernementaux serait dégagée, sur le plan idéologique, du "messianisme français", soutenu par la catholicité et la Déclaration des Droits de l'Homme.

文化外交とはなにか

本稿はフランスの「文化外交」の黎明期を考察し、その根拠を探る試みである。まず「文化外交」とは何か、フランスにとってその意義を概観し、そのうえで、文化外交が開始された19世紀後半から20世紀初頭の政治・社会的文脈からこの方策を検討し、そこから、文化外交の理念及び、問題点を解明したい。

全世界のフランス在外公館で働く文化・科学参事官を集め、1994年にパリで開いた会議の冒頭で、外務大臣 Alain Juppé (当時)は、文化外交をフランス外交の一翼を担い、先進工業国の中でもその独自性をもっとも強く打ち出すものと捉え、その目的を「われわれの言語、文化、科学、そしてその根底にある価値観を広めること」と確認している。ここで、Juppéの取り上げている順序はきわめて重要である。文化外交の最初には、言語の普及があり、それを受けてフランス文化、科学技術の普及がある。言語が広義の意味での文化普及の媒体になるという考え方であり、さらには、その「文化」を支えているフランス的価値観の伝播をも文化外交は視野に収めている。これは国家間の「双方向の」交流を前提とした「国際交流」とは明らかに異なる考え方である。

ここで、文化外交に関する議論を深める前提として、「外交」という用語の指示内容を明確にしたい。というのも、この用語は文脈によって、曖昧な意味に受け取られやすく、誤解を生みかねないからである。

「日本外交は湾岸戦争の際、対米追従だと批難された」という「曖昧な」言表を取り上げてみよう。ここでの「日本外交」とは何を指すのだろうか。外務大臣を長とする

外交団を指すのだろうか。それとも、アメリカの圧力に従って、戦費の負担を定めた国会での予算立法措置だろうか。そこで外交に関する古典的名著『外交』の著者イギリス人外交官の Harold Nicolson に従って¹⁾、「外交」という用語の指示内容を「交渉」と「対外政策」とに区別して考えよう。ここでは湾岸戦争という国際問題に対する日本政府の立法的側面である「対外政策」と、その遂行に当たる執行的側面の「交渉」とを区別する必要がある。正確には、日本政府の「対外政策」がアメリカ寄りだったと批難された、と理解すべきだろう。

ところで、国際社会において、ある国家のプレゼンスを論ずるときには、軍事・政治・経済的影響力の存在という視点から考えられることが多いが、フランスが文化外交に独自の戦略的意義を認めるのは、言語こそ優れて軍事・政治・経済のプレゼンスを支える戦略的武器に他ならないと考えるからである。実際、フランス政府の対外政策策定関係者によれば、言語普及は経済的拡大の橋頭堡になりうるのであり²⁾、この文化から経済へと歩みは、経済から文化へとプレゼンスを拓ける日本外交と著しい対照をなしている。ここで、Nicolson の指摘に従って整理し直すと、フランス政府の展開する文化外交とは、言語・文化の普及そのものを目的とする対外政策を意味するが、それが経済的権益の拡大をも視野に収めているという意味では、言語・文化は交渉の媒体ともなるのだ。このような二面性をもった文化外交は、19世紀末の Alliance Française の創立や、今世紀始めにフランス外務省の中に言語普及を担当する部局が開設されることにより国家事業へと転進を始め、以降第三共和制、第四共和制、第五共和制を通じて現在にいたるまで、発展と拡大をとげている。

そこで本稿が考察を試みるのは、「対外政策としてのフランス語・フランス文化の普及」がいつから、どのようにして、なぜ、国家事業として展開したのか、その教育学の考察である³⁾。

1. キリスト教宣教と言語普及

文化外交としての言語普及が政策次元で始まるのは第三共和制以降といえるだろうが、それ以前にフランス語普及・教育が行われていなかったわけではない。19世紀を通じてフランス語教育の重要な役割を担っていたのはキリスト教宣教団体であった。

カトリック教会はフランス革命により壊滅的打撃を受けたが、それが復興し、勢力を海外へと繰り広げる宣教を活発に始めるのは第二帝政の時代である。とりわけ、聖職者の数が飛躍的に増大し始める1850年以降、宣教熱は盛んになり、国外では植民地獲得競争と軌を一にし、とりわけイギリスのプロテスタントと勢力拡大競争を展開し、そのため再興された修道会の活動は海外宣教を目指して活性化する。これに対応して、小教区でも海外宣教を説く説教が増え、洗礼や堅信といった秘跡を授けることによりキリスト教化を強め、フランスの「秘跡化」は一層進む⁴⁾。

そのような中で、1850年代以降 Missions africaines de Lyon (1858年)、Pères Blancs (1859年)など30もの宣教団体がつぎつぎに設立され、アフリカ諸国を中心に宣教を展開していった。当時の宣教師たちにとって「未開人」に福音を伝え、改宗をうながし、ヨーロッパ文明、とりわけフランス文明を受け入れさせ、これにより、自国の威光を高めること、この三点は切り放しがたく結びついていた⁵⁾。キリスト教文明は西洋文明の代名詞であり、「未開人」の文明は当然のことながらそれに劣るものとして、否定されていた。このように、キリスト教宣教に文明の教導的使命を巧みに織り込んだ方策は、植民地経営において宣教師たちを実質的な先兵とすることになる。言い換えるならば、植民地経営において軍事的プレゼンスが車輪の片側だとすれば、もう片側は宗教団体の進めるキリスト教宣教であり、それは支配者による支配者の言語普及と被支配者の言語・文化の否定を伴った。

福音宣教と植民地政策、言語普及の関連を示す例証として、英仏の福音宣教に名を借りた植民地争奪合戦が激しさを経験したという独自の歴史を持つ、太平洋の島嶼ヌーヴェル・エヴリッドを取り上げてみたい⁶⁾。

この島は17世紀にポルトガル人が「発見した」後、18世紀にフランス人探検家 Louis Antoine Bougainville とイギリス人探検家 James Cook がそれぞれ占拠し植民地化をすすめ、その後フランス人カトリック宣教師とイギリス人プロテスタント宣教会が上陸し、19世紀前半から半ばまで宗教およびそれに伴う植民地をめぐる激しい争奪戦を繰り広げた。その結果、今世紀初頭の英仏による協議の末、共同統治 condominium という変則的な植民地経営が定められた。イギリス人による植民地経営はイギリス人によるプロテスタント宣教を伴い、フランス人による植民地経営はフランス人によるカトリック宣教を伴い、行政、医療、治安、教育など社会制度に関して、それぞれ英語によるものとフランス語によるもの、二つの制度が作られた。

1980年の独立後はヴァヌアツと国名を変更して、現在では共和制を採択している。17万人の人口に対して公用語は、英語、フランス語、それにビシュラマール語(ソロモン諸島およびバブアニューギニアのピギン英語および現地語からできた言語)であるが、その他にもメラネシア系の現地語が105種類ある。極度の多言語状況を生きている国である。また宗教に関しては、住民の68%がプロテスタントで、カトリックは18%を占めている。

さてイギリス人は宣教の過程で現地語を学び、それをアルファベットに転写するなど言語整備を行い⁷⁾、現地語を用いて、現地人を回心へと導いた。そして、プロテスタントに改宗したメラネシア人は、イギリス人の植民地統治下に編入されることにより、英語教育を受け、またイギリス人の確立した現地語の書記法を学んだことから、現在でもアルファベットをならえば母語を書き表すことができる。ところが、フランス人カトリックのマリア会士は現地語による改宗を企てず、フランス語を教育し、フランス語での改宗をはかった。フランス人は現地語の言語整備に関心を払わなかったため、

フランス人統治下では現地語の教育は行われず、その結果フランス語話者であるカトリックのメラネシア人は1996年の時点でも、母語の表記を学んでいる。

ヴァヌアツは、プロテスタント共同体が母語の言語・文化をある程度尊重・保護したものの、カトリックによる宣教が現地言語・文化を考慮に入れずに推進された一例であり、植民地政策・キリスト教宣教・言語普及が不可分に結びついた事例である。

2. 植民地経営における言語普及

次に、植民地経営におけるフランス語普及の問題を検討してみたい。植民地主義が活発になるのは第三共和制以降であり、とりわけ Jules Ferry の植民地膨張政策がフランスの帝国主義的傾向に拍車をかける。Ferry は 1880 年から 1881 年及び、1883 年から 1885 年にかけて首相に就任し、植民地膨張政策を打ち出し、西アフリカから赤道にかけての地域や、マダガスカル島、モロッコ、インドシナと植民地の拡大に努めた。国家の心理として、この政策は対プロシア戦争で被った敗北の傷をいやし、アルザス、ロレーヌ地方割譲の埋め合わせをもたらすという心理的側面が否定できない。さてフランスの植民地政策の特色を言語環境から見た場合、これだけの広大な版図にフランス語の使用を直接的に強制するといった政策をとらず、軍人・行政官を中心に、少数のフランス人がフランス語を解さぬ多数の現地人を統治する形態をとらざるを得なかった⁹⁾。というのも、フランス人自体入植をそれほど好まなかったためもあり、アルジェリアとカナダをのぞけば、フランスから大量の入植者を募って、フランス語空間を作り上げることができなかったからだ。移住したフランス人も、ドイツへの併合を嫌ったアルザス人や、パリコミューンに加担したものなど、国内でももてあまし気味の人材であったという⁹⁾。

この植民地拡大の動きと平行して、1881 年から 1884 年にかけて Ferry は共和主義的教育制度を実施する。その教育改革の柱は普通教育の無償化と、6 歳から 13 歳までのフランス語による義務教育の二点に集約される。第三共和制の主潮は反教権主義として評されるが、Ferry の果たした役割はこの流れにまさしく対応し、それまで教会に託されていた教育を宗教の束縛から解放することを狙っていた。当然のことながら、この教育政策はフランス国内外の言語生活に多大の影響を及ぼす。国内に関しては、フランス語による教育を導入し、それまでの教育=宗教教育において温存していた「方言」(patois) を全面的に否定し、地域文化の消滅をはかったという点できわめて中央集権的・ジャコバン的なものといえる¹⁰⁾。と同時に、それまでの宗教教育において主任司祭は (patois) による教理学習を推進し、(patois) が言語生活の中で重要な役割を占めていたなかで、Ferry がフランス語の使用を主張し、(patois) を攻撃したのは中央集権的な言語政策であるとともに、反教権主義的政策の現れでもあった。

一方海外領土については、植民地もすべてフランス国内と同等に扱うという教育均

等の観点から、Ferry 法は現地人にフランス語を強制する根拠となり、現地の言語・文化の否定を正当化するものであった。

さらに、第三共和制は植民地膨張政策を実施する中で、Ferry 法を根拠としつつ、いわゆる「植民地教育法」とでも言うべきものを理論化し、実践していった¹¹⁾。その第一の特色は、現地語を一切用いず、その使用に対しては処罰を持ってあたりつつ、フランス語を教育し、フランス語によって教科教育を実施するものだ¹²⁾。そこには現地民に対して、現地の言語・文化や習俗と教科内容の整合性をはかるといった、教育的配慮が一切なされていない。さらに、「黒人の“先天的”劣等性、祖先の野蛮性、植民国の慈愛と高邁さを生徒の頭にたたき込み」、歴史教育においては「われらが祖先ゴール人は」とフランスの歴史を一方的に教え、黒人を「解放した」偉大なるフランスの文明をたたえることを目指している¹³⁾。そこでは、現地人はフランス語を学ぶことにより「文明」civilisation を享受でき、また、現地語 langue vernaculaire は「文明」や科学技術を伝達し、教育や文化、研究の言語になり得ないとの判断が論拠となっている。更にそれは植民地全体に向けられた教育ではなく、「分割と対立」という植民地経営の原則に従い、植民地の少数者、首長や有力者、公務員などの子弟へ向けられた、いわば「エリート主義的教育」だった。この植民地教育法は少数エリートの育成を目的としたため、独立前夜の就学率は 10% にも満たなかった。さらには、植民地時代を通じて「エリート主義的教育」が行われた結果、就学率の低下を示す報告も残っているくらいだ¹⁴⁾。これは 17、18 世紀にヨーロッパで行われたエリート教育としてのフランス語教育を思い起こさせるかもしれない。とはいえ、ヨーロッパでのエリート教育としてのフランス語教育と植民地教育の質の違いは明白である。一方が、文学、芸術、思想といった高級文化に接することを目的としていたのに対し、植民地での言語教育はきわめて実利的レベルでの実践であり、「植民地支配を助ける程度の教育」を施せばよいとの目的であった。「生徒にはごく実利的なフランス語を教え、簡単な商業文を理解したり、交信するために必要なことだけを教えればよい」との当時のセネガル在住フランス人総督の発言が、植民地下の言語教育の実利性を露呈している¹⁵⁾。大切なことは、フランス人官吏にとって都合のよい、現地人協力者を養成し、また良質の現地人労働者を作るために多少の技術を教え、現地人労働者が教育を通じて健康管理を行い、儉約の精神を学び、社会秩序を守るための多少の社会道徳を学ぶことであった。ところで、フランス語学習が首長の子弟といった一部の「エリート」に限られており、それがフランス人植民官吏を助けるためとはいえ、一定の社会的昇進に直結していたということは、学習の目的をきわめて実利的・功利的にすると同時に、その社会において、フランス語を話すことそれ自体が社会的格差・差別を作る装置として作用することになる。フランス語そのものが、それを話す者と話せない者との間に分裂と対立を招き、被植民者の中にさらなる支配と被支配の精神構造を作り上げることにもなるのだ¹⁶⁾。

このような政治・社会的文脈の中から、Alliance Française や Mission laïque といった国

外においてフランス語普及に関わる組織が設立される。

3. 言語普及機関の設立

「言語普及を通じてフランスの影響力を保持拡大すること」を目的とし、成人を対象とするフランス語教育機関 Alliance Française が設立されたのは 1883 年である。これは各国に暮らす「フランスの友」を結集しようとサンクルー高等師範学校卒業生など教育関係者が結成したアソシエーションで、設立の翌年には、外務省の政治局長が各国の大使に次のような公文を送り、政府の支援を表明している。「このアソシエーションの企図する事業の愛国性を鑑み、貴台の適切とするところの、非公式的方策によりその発展に尽力されるよう認可す。」⁽¹⁷⁾一方 Mission laïque の設立は Alliance に遅れること 19 年、この共和主義的組織は 1902 年に当時マダガスカル島の教育視学官の Pierre Deschamps によって島の総督 Gallieni 将軍⁽¹⁸⁾の支援を得て作られた。この機関は修学年齢の子どもを対象とし、「生徒の母国の歴史や文化との関連を保ちつつ、フランス語と現地語との二言語教育によって二つの文化を持った生徒を育てること」を理念とした中等教育機関であった。

さて Alliance Française の特色は、民間の主導で作られたというものの、設立当初から政府の承認を得て、外務省の補助金に支援されている点と、その非宗教的性格である。そして、この組織が活躍の土地としたところは、それまで修道会の宣教活動があまり盛んではなかったところ、とりわけラテンアメリカとヨーロッパであった。また Mission laïque も同じく非宗教性をモットーとしていたが、Alliance Française とは異なり、あえて修道会の活躍している地域へ進出することで、宗教団体と競合し、キリスト教的フランスとは異なる共和主義的フランスという別の顔を示すことを目標としていた⁽¹⁹⁾。

これまでに見たように、第三共和制はきわめて反教権主義的態度に貫かれていたが、その法的措置として政府は 1880 年にイエズス会のフランス国内での活動を禁止する法律を公布し、1904 年には修道会による公教育の禁止、そして 1905 年の政教分離法、1906 年の修道会の実質的解体法と、次々に反教権主義的法律を公布する。当然のことながら、修道会はますます国外での教育に従事するようになり、例えばイエズス会はレバノンに Université Saint Joseph を 1883 年に設立するなど、政府の措置に対抗する。では、このような宗教団体と Alliance Française や Mission laïque はキリスト教宣教師・フランス語教育普及地において全面的に衝突したのだろうか。国内での反教権主義的傾向が Alliance Française や Mission laïque の拡大を支持したという点では、新興勢力の非宗教団体が版図の拡大に有利だったともいえるが、Alliance Française が修道会のまだ侵入していない地域を狙い、また Mission laïque が逆に宗教団体の進出している土地でフランスの別の顔を提示しようと試みるのであれば、言語普及の観点から見たときに、こ

れはむしろ相互補完的状況にあり、言語普及の版図を巧みに分割していたといえよう。さらに全体の版図を考えると、宗教団体と Alliance Française はそれぞれ地域的に勢力範囲を分割しており、一方宗教団体と Mission laïque は同じ地域にてフランス語普及に努めるにせよ、宗教団体はキリスト教宣教＝文明化を目的としてフランス語普及に関わり、Mission laïque は建て前として、同化政策をとらずに、二言語・二文化教育を推進し、共和主義的教育を行っていた。従って、これら三者は「顧客」の奪い合いを行ったというよりも、巧みに住み分けを計っていたというべきだろう。このような状況は政権の膨張主義政策の中でも的確に捉えられており、政府は Combes 内閣 (1902-1905) や Waldeck-Rousseau 内閣 (1899-1902) といった反教権主義政権の時でさえも、修道会の経営する海外の学校や事業所に対する補助金を打ち切らず⁽²⁰⁾、Alliance Française や Mission laïque と同じ資格で財政的援助を行っていた。このような言語普及に携わるさまざまな組織への補助金の調整などを行う目的で、1909 年から 1910 年にかけて外務省に最初の「在外フランス学校・事業事務所」Bureau des écoles et des oeuvres françaises à l'étranger が設置された。当初、言語普及に関する財源の一部は内務省管轄の競馬の収益や植民地担当省の予算が充てられていたというから興味深い⁽²¹⁾。とりわけ植民地担当省からの予算獲得は、先に述べたように、キリスト教宣教・植民地政策・言語普及の相関性を裏付けるような象徴的行為といえよう。そしてこの部局は 1920 年に「在外フランス語事業課」Service des Oeuvres françaises à l'étranger と改組され、現在の「対外文化科学技術総局」Direction générale des relations culturelles, scientifiques et techniques へと発展を遂げる。このように政府の全面的関与により、フランス語の海外普及は国家事業へと展開していく。また 1919 年には Sorbonne に Cours de civilisation française が外務省の対外言語政策の一環として開設され、国内においても外国人を対象としたフランス語普及が始まる。ところで、この講座の名称はきわめて象徴的である。講座はフランス語の学習を目的としているのだが、それはあくまでも「フランス文明」civilisation française を学ぶことに他ならない。ここにも、言語を学ぶことにより、文明に接しうるというフランスの文明教導者の使命観があらわれている⁽²²⁾。

4. 言語普及の理念

最後に、なぜ言語普及が国家事業として行われるにいたったのか、その理念を探ってみたい。

これにはイデオロギーのレベルと歴史的要因が複雑に錯綜しているが、まずイデオロギーの側面を明らかにしたい。L'action culturelle de la France dans le monde という浩瀚な国家博士論文を著し、現在は協力省において開発行政に関わっている Albert Salon が言語普及のイデオロギーを分析しているが、彼によれば⁽²³⁾、19 世紀にあらわれた言語普及の発展は大きく二つの「理念」に基づいているという。

一つは、キリスト教との関連があげられる。フランスが「教会の長女」と呼ばれることは周知の事実だが、これはフランスがカトリック教会の歴史で果たしてきた役割だけでなく、果たすべき役割も暗示している。ところで、カトリシズムはキリスト教の諸宗派の中でももっとも「普遍宗教」と考えられ、時代や民族、文化の違いを越えてあらゆる民の救済にふさわしいと考えられていた。フランスは聖王ルイ9世以来、「教会の長女」と呼ばれ、国内にキリスト教文化を打ち立てると共に、17世紀以降多くの宣教師を海外に派遣し、20世紀初頭には全世界で活動する7万人の宣教師のうち、5万人がフランス人だったようだ。このように普遍宗教カトリシズムを自国の宗教とすることにより、フランスという国家は自らがカトリシズムを体現すると考えるようになったのである。その極端な教説は、例えば、Joseph de Maistreが展開するものである²⁴⁾。そこから、フランスは人類の救済主となる使命・召命を担っているとする *messianisme français* が生じたと、Salonは評する。

さらにフランスの普遍的使命・召命を正当化する論拠は「人権宣言」の発布である。大革命下に発布され、あらゆる人間の抑圧からの解放を謳う人権宣言は民主主義の原理として、カトリシズムと同じ資格で普遍性を獲得しているといえよう。その人権宣言が他の言語ではなくて、フランス語で起草されたということが、フランスにとってフランス語自体に普遍的使命が内在していると理解する根拠である。

このように、フランス語を普及する・学習することは、救済史的観点から考えると、より一歩教いに近づくことであると同時に、自由や、人権、民主主義といった普遍的理念の共有に浴する象徴的行為であり、「文明」に与ることなのだ。フランス語の普及がそもそも修道会によるキリスト教宣教との関連から始まり、その後 *Alliance française* や *Mission laïque* のように宗教性を除外した組織がそれに競合し、時の反教権主義的政権の後押しにより、それら非宗教団体が公益法人として国からの助成金を受けるようになったにせよ、その非宗教的機関の使命にも「宗教的」なものが感じられるのは、この文脈から考えた場合、当然である。そもそも *Alliance* は宗教用語として、キリスト教の「新約」*Nouvelle Alliance* 「旧約」*Ancienne Alliance* を思い起こさせることは紛れもないし、*Mission laïque* はさらに「宣教」*mission* そのものであり²⁵⁾、また外務省の部局の名称にせよ *Oeuvres* が「(宗教的慈善)事業」を暗示することは明白である²⁶⁾。

このような宗教的・文明教導的言語普及観が国家事業へと躍進した原因については、先ほども指摘したように、普仏戦争の敗北の巻き返し、反教権主義の拡大、植民地政策の拡大、さらには「文明国」としてのナショナリズムの高揚などが考えられる。また、このような歴史的・政治的要因が「普遍的救済主国家フランス」の伝統を刺激したために言語普及が活性化したともいえよう。理念と歴史的要因のいずれが先行したにしても、フランス語普及の第一歩が文化的次元の関心からではないことは明白である。ここから振り返って考えると、本稿の最初に引用した Juppé の指摘する「フランスの価値観の普及」をも視野に収めた文化外交としての言語普及は、きわめてフランスの伝

統に忠実なものといえよう。

結 論

文化外交の黎明期を検討するにあたり、その現代における意義を概観した後、キリスト教宣教と言語教育の関係、植民地経営における言語教育の関係を探り、言語普及機関の設立にあたっての歴史的・政治的・社会的状況を踏まえて、*Alliance Française* などの設立の意義を考えた。さらに「普遍的使命・召命を備えた国家フランス」というイデオロギーに言及することで、言語普及そのもののイデオロギー性を鑑みた。

このような歴史的・教育学考察は日本では従来あまり見られなかったが、筆者も含めたフランス語教育に携わるものにフランス語教育・普及事業への批判的問いかけを行うきっかけとなれば、望外の喜びである。

注

- (1) NICOLSON Harold (1961), *Diplomacy*, 斎藤 眞・深谷満雄訳、『外交』、東京大学出版会、1996⁹⁾、268 p + v. cf. p. 4. sq.
- (2) ROCHE François, PIGNIAU Bernard (1995), *Histoire de diplomatie culturelle des origines à 1995*, Paris : La Documentation française, 295 p. cf. p. 95.
- (3) この論考を表すにあたり、資料のかたちでの参考文献に加え、1994-1995年に CREDIF (Ecole Normale Supérieure Fontenay / Saint-Cloud) の長期研修にて Geneviève Zarate の主催したセミナー *La problématique interculturelle dans l'espace des disciplines* に方法論的次元において着想を得ることが多かった。ここに記して感謝したい。
- (4) CHOLVY Gérard, HILAIRE Yves-Marie (1985), *Histoire religieuse de la France contemporaine T. 1, 1800/1880*, Toulouse : Privat, 352 p. cf. p. 224.
- (5) GERMAIN Elisabeth (1981), *Les envoyés de la parole*, Paris : Mame, 63 p. cf. p. 42.
- (6) この島嶼の言語政策、言語環境に関しては以下の文献を参考にした。ROSSILLON Philippe (1995), *Atlas de la langue française*, Paris : Bordas, 128 p., p. 41; TRAN NGOC Anh (1996), *Situation et appui à l'enseignement des langues maternelles au Vanuatu, à Wallis et Futuna et en Nouvelle-Calédonie*, in *Etudes de linguistique appliquée*, n. 103, cf. p. 327; *L'Année francophone internationale édition 1995*, Québec : L'Année francophone internationale, 319 p, cf. p. 259.
- (7) CALVET によれば、書記法、語彙、標準化の三点が言語整備の中心となる。CALVET Louis-Jean (1996), *Les politiques linguistiques*, Paris : P. U. F., Que-sais-je?,

128 p., cf. p.44. sq.

- (8) CALVET Louis-Jean (1988²), *Linguistique et colonialisme : petit traité de glottologie*, Paris : Payot, 248 p. cf. p.119.
- (9) MOREAU DERARGES Philippe (1994), *La France dans le monde au XXe siècle*, Paris : Hachette, 160 p, cf. p. 12.
- (10) Ferryの教育改革を打ち出すまで、教育はカトリック教会がほぼ全面的に役割を担い、各教区の司教、小教区の主任司祭の主導で行われていた。それは宗教・道徳教育が主力で、教育内容に関してはキリスト教の教えをまとめたカテキスムの暗唱が中心を占めており、主任司祭がカテキスムを解説し、教師が暗唱を担当し、評価の基準はカテキスムの暗記の程度に基づいていた。HEBRARD Jean (1988), *Politiques linguistiques et didactiques des langues*, in *La didactique des langues en face à face*, Paris : Hatier, 127 p., cf. p. 117.
- (11) CALVET (1988²), *op.cit.*, p. 123.
- (12) このような教育法は、程度の差こそあれ、現在でも français langue seconde (FLS) の名称で、旧植民地のアフリカ諸国で広く実施されている。そこでは、生徒の母語の言語・文化をどのように統合するのか、さまざまな試みが行われており、「植民地教育法」の批判的統合が課題となっている。ベルギーのモンス大学で Chaire UNESCO francophone en aménagement linguistique et didactique des langues dans les systèmes éducatifs という名称の講座の開設を記念して行われたシンポジウムは、アフリカの諸言語による教育法の抱える問題を文化の多様性を活かす方向において網羅的に扱った最近の成果だといえよう。cf. LANDERCY A., RENARD R. (éd.) (1996), *Aménagement linguistique et pédagogie interculturelle*, Paris / Mons : Didier Erudition / CIPA, 256 p.
- (13) MOUMOUNI Aboudou, *L'éducation en Afrique*, (加藤晴久訳)「われらが祖先ゴール人—植民地教育の性格」、西川潤(編)『ドキュメント現代史 12: アフリカの独立』、平凡社、1973, 360 p, cf. p. 73. sq.
- (14) BEAUCE Thierry de (1988), *Nouveau discours sur l'universalité de la langue française*, Paris : Gallimard, 251 p. cf. p. 63.
- (15) *Id.*, p.62.
- (16) 更に狡猾な植民地経営の一例として、人材の移動政策もあげたい。教育を受けた少数現地エリートを現地社会の向上に役立たせないため、例えば、ヴェトナム人現地官吏をヴェトナム社会の向上に貢献させるかわりに、カンボジアへ送ることでカンボジア人の支配に加担させ、カンボジア人に対する優越感を植え付け、植民地政策を心理的にカモフラージュするといった、人材の移動も植民地全体にかかわる政策として行われていた。cf., *Id.*, p. 61.
- (17) ROCHE & PIGNIAU (1995), *op.cit.*, p. 32.

- (18) Gallieni 將軍は植民地の官吏として同化政策を推進するための言語教育の重要性を早くから看破していた。「新しい植民地では、あらゆる方法を用いて、フランス語の伝播を見失ってはならない。これはわれわれの用いる同化政策のためのもっとも強力な要素であり、あらゆる努力はそのために向けられなければならない。」(1896年マダガスカルのフランス語教育に関する通達)in LUTHI J.-J., VIATTE A., ZANANIRI G. (1986), *Dictionnaire général de la francophonie*, Paris : Letourzey et Ané, 1986, 391 p. cf. p. 150.
- (19) REBEYROL Philippe, Comment organiser nos relations culturelles avec l'étranger, in COSTE Daniel (coordonné) (1984), *Aspects d'une politique de diffusion du français langue étrangère depuis 1945*, Paris : Hatier / Didier, 256 p. cf. p. 187.
- (20) SALON Albert (1976), La diffusion du français dans le monde, in BLANCPAIN Marc, REBOULLET André (1976), *Une langue : le français aujourd'hui dans le monde*, Paris : Hachette, 328 p, cf. p. 117.
- (21) ROCHE & PIGNIAU (1995), *op.cit.*, p. 32.
- (22) ZARATE Geneviève (1996), L'évolution du CREDIF et celle de son environnement géopolitique, in *Etudes de linguistique appliquée*, n. 106, p. 248. sq.
- (23) SALON Albert, Pour une grande action culturelle, in COSTE (1984), *op.cit.* cf. p. 190. sq.
- (24) MAISTRE Joseph de (1980), *Considérations sur la France*, Genève : Editions Slatkine, 209 p.
- (25) CREDIF といった世界レベルでのフランス語普及に携わる機関は「当然のことながら」この文脈に位置づけられよう。その象徴的行為は、研究者の海外での講演・フランス語教育普及推進活動を mission と呼び、講演者を missionnaire と呼ぶ慣例にあらわれている。
- (26) ちなみに oeuvres に関しては、19世紀半ばからのキリスト教の再興によってキリスト教的社会事業は盛んになり、中学校などの開設といった教育事業も oeuvres として捉えられていた。CHOLVY (1985), *op.cit.*, p. 213.
- (27) 古石篤子氏の研究論文には示唆される点が多々あった。「フランスにおける方策と事業」、『日本語学』1995年12月号、vol. 14、明治書院、p. 61 sq.

(外務省研修所講師)

(なお、本稿は著者の個人的見解であり、外務省の見解ではない。)